

「緊急事態宣言」適用延長に伴う地区会館の利用時間短縮のお知らせ

日頃より、地区会館をご利用ありがとうございます。

この度、令和3年9月13日から令和3年9月30日まで愛知県全域に、「緊急事態宣言」の適用が延長されることを受け、地区会館は下記のとおり対応することといたしますので、どうぞご理解の上、ご利用をお願いいたします。

なお、今後の感染拡大の状況によっては、対応期間を延長する必要があることを申し添えます。

記

1 対応内容

夜間枠(午後 6時 30 分から 午後 9時)の利用時間を **午後8時まで**に短縮します。

○新規利用受付について

夜間枠の利用時間が **午後 8時まで**に短縮となる旨を了承いただいた上で、**お申し込みください。**

○予約済み分について

緊急事態宣言の趣旨を踏まえ、原則 午後 8時までの利用とさせていただきます。

※ただし、利用時間短縮による利用料金の減額は行いません。

2 対象期間

令和 3 年 9 月 13 日(月)から令和 3 年 9 月 30 日(木)までの利用分

3 対象となる施設

体育室、集会室、和室、茶室、実習室

※利用状況の管理が困難な談話室、クラブ室、児童室及び図書室は引き続き
供用停止とします。

4 利用料金の還付について

**緊急事態宣言の適用を受け、対象期間中の夜間利用を控えられる場合は、全て
全額還付対象となります。**

5 ガイドラインについて

今回、地区会館における新型コロナウイルス感染防止ガイドラインの改定はありません。
引き続きガイドラインに従って適切な感染防止対策等を講じてのご利用をお願いします。

以上

南陽地区会館 館長 小倉茂和

【お問合せ電話番号】南陽地区会館 TEL 052-301-6670